

理容師法・美容師法・クリーニング業法に係る手数料の改定について

令和2年4月1日から、理容師法・美容師法・クリーニング業法に係る手数料を次のとおり改定いたします。

何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、改定後の手数料は、令和2年4月1日以後に申請・届出のあったものについて適用します。

(例)

3月31日申請→4月6日施設立入  改定前の額を適用

4月1日申請→4月6日施設立入  改定後の額を適用

手数料名	改定前	改定後
理容所使用前確認検査	17,000円	16,400円
美容所使用前確認検査	17,000円	16,400円
クリーニング所使用前確認検査	17,000円	16,100円

(お問合せ)

旭川市保健所 衛生検査課 生活衛生係

TEL 0166-26-5324